

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年3月1日
【会社名】	サン電子株式会社
【英訳名】	SUNCORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 喜春
【本店の所在の場所】	愛知県江南市古知野町朝日250番地
【電話番号】	(0587)55 - 2201 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 山本 泰
【最寄りの連絡場所】	愛知県江南市古知野町朝日250番地
【電話番号】	(0587)55 - 2201 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 山本 泰
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 362,250,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) サン電子株式会社 東京事業所 (東京都品川区南大井六丁目26番3号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	450,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成25年3月1日開催の取締役会決議によるものであります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下、「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	450,000株	362,250,000	
一般募集			
計(総発行株式)	450,000株	362,250,000	

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分による行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
805		100株	平成25年 3月19日(火)		平成25年 3月19日(火)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
サン電子株式会社 人事総務部	愛知県江南市古知野町朝日250番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅3 - 25 - 3

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
362,250,000	4,000,000	358,250,000

(注) 1 新規発行による手取金の額は本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額です。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、フィナンシャルアドバイザー費用であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額358,250,000円については、割当予定先との関係強化のため、割当予定先である株式会社藤商事(大阪証券取引所ジャスダック市場 株式コード6257、以下、「藤商事」という。)の株式の取得資金として充当する予定であります。なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
平成25年3月1日付で締結した藤商事との資本・業務提携に伴う藤商事普通株式の取得	358,250,000	平成25年3月 ~平成25年6月
合計金額	358,250,000	

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社藤商事
本店の所在地	大阪市中央区内本町一丁目1番4号
届出書の提出日において既に提出されている直近の有価証券報告書の提出日	第47期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）有価証券報告書 平成24年6月27日近畿財務局長に提出 第48期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）四半期報告書 平成24年8月9日近畿財務局長に提出 第48期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）四半期報告書 平成24年11月9日近畿財務局長に提出 第48期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）四半期報告書 平成25年2月8日近畿財務局長に提出

(注) 1 割当予定先は株式会社大阪証券取引所ジャスダック市場に上場しております。

2 上記は本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当該会社は、当社の普通株式20,000株(当社発行済株式総数に対する割合0.18%)を保有しております。また、当社は、当該会社の普通株式30株(当該会社発行済株式数に対する割合0.01%)、及び当社の関係会社であるイードリーム(株)は、当該会社の普通株式30株(当該会社発行済株式数に対する割合0.01%)をそれぞれ保有しております。
人事関係	当該会社と当社の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
資金関係	当該会社と当社の間には、記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資金関係はありません。
技術関係	当社は、パチンコ・パチスロで使用する電子部品のハード及びソフトの開発・製造の一部を請け負っております。
取引関係	当社は、当該会社に対して当社商品を納入する取引関係があります。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

(3) 割当予定先の選定理由

パチンコ・パチスロ機のメーカーである藤商事とパチンコ・パチスロ機向け部品のメーカーである当社とは、30年以上にわたり、商品開発・製造において協力体制を築いてまいりました。しかし、多様化するパチンコ・パチスロユーザーの商品要求に対応し、市場を活性化するためには、今までの、パチンコ・パチスロ機のメーカーとパチンコ・パチスロ機向け部品メーカーという関係だけではなく、共通の戦略を持ち、互いの戦力をより有効に活かすことができる、より密接な関係の構築が必要であると判断し、平成25年3月1日に資本・業務提携契約を締結しております。本自己株式処分は当該提携の一環として行うものであります。藤商事と当社の信頼関係をより一層強固なものとする事で、資本・業務提携の効果をより円滑かつ確実に実現し、両社の企業価値を向上させることを目的として割当予定先に藤商事を選定いたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

450,000株

(5) 株券等の保有方針

当社は、藤商事が、本自己株式の処分により取得した株式を長期に保有する意向である旨を確認しております。なお、当社は割当予定先との間で、払込期日（平成 25 年3月19日）から2年間において、割当予定先が取得した本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社大阪証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

(6) 払込みに要する資金等の状況

藤商事は、同社の第47期（平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで）にかかる有価証券報告書及び第48期第 3 四半期（平成24 年10 月 1日から平成24 年12 月31 日まで）にかかる四半期報告書によれば、平成24 年 3 月31 日時点において28,740百万円、同年12 月31 日時点において27,909 百万円の現預金を貸借対照表に計上しております。また、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、本株式の払込みについて問題ないと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社大阪証券取引所ジャスダック市場に上場しており、割当予定先が株式会社大阪証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、同社は社内規範として、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断する旨を「行動規範」に明文化していることを株式会社大阪証券取引所のホームページにて確認することにより、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、割当予定先である藤商事との協議の結果、本自己株式の処分に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年2月28日について株式会社大阪証券取引所が公表した当社普通株式の終値805円を参考として、処分価額を805円といたしました。当該金額については、藤商事との資本・業務提携が当社の業績向上に繋がることを期待されること等を勘案し、割当予定先との協議の上決定したものであります。

なお、かかる処分価額は、本株式発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成25年2月28日）までの1か月間の各取引日の終値単純平均767円に対するプレミアム率は5.0%、3か月間の各取引日の終値単純平均724円に対するプレミアム率は11.2%、6か月間の各取引日の終値単純平均692円に対するプレミアム率は16.3%となっております。

かかる処分価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠して算定されたものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。以上のことから、本自己株式の処分価額は適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社では、当社の監査役3名全員（うち社外監査役2名）より、かかる処分価額は、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案して、割当予定先に特に有利ではない旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により処分する自己株式450,000株にかかる議決権の数は4,500個であり、平成24年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数103,692個に対する希薄化率は4.3%であります。希薄化率4.3%の希薄化が生じることとなりますが、藤商事との業務提携によるシナジー効果は、将来的に当社の企業価値の増大に寄与すると考えられるため、希薄化の規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
東海エンジニアリング株式会社	名古屋市昭和区広路町字石坂26-2	2,133,800	20.58	2,133,800	19.72
前田昌美	名古屋市昭和区	558,300	5.38	558,300	5.16
サン電子従業員持株会	愛知県江南市古知野町朝日250番地	512,300	4.94	512,300	4.74
株式会社藤商事	大阪市中央区内本町一丁目1番4号	20,000	0.19	470,000	4.34
前田英行	名古屋市昭和区	367,200	3.54	367,200	3.39
内海倫江	名古屋市昭和区	340,000	3.28	340,000	3.14
渡辺恭江	名古屋市天白区	340,000	3.28	340,000	3.14
田崎千恵	横浜市緑区	267,600	2.58	267,600	2.47
ティーソー・キャピタル株式会社	東京都千代田区二番町9-10 タワー麹町ビル2階	187,700	1.81	187,700	1.73
岸佳須子	横浜市青葉区	180,000	1.74	180,000	1.66
計		4,906,900	47.32	5,356,900	49.51

(注)1 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月30日現在の総議決権数(103,692個)に、本自己株式処分により増加する議決権数(4,500個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3 上記のほか、当社が保有している自己株式は割当後19,434株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第41期）及び四半期報告書（第42期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年3月1日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年3月1日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第41期）提出日（平成24年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月1日）までの間において、以下の臨時報告書（訂正臨時報告書を含む）を東海財務局長に提出しております。

・ 臨時報告書（平成24年6月27日）

1 提出理由

平成24年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）株主総会が開催された年月日

平成24年6月26日

（2）決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額207,061,320円

ロ 効力発生日

平成24年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

定款第37条（買収防衛策）を新設する。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、吉田喜春、山口正則、若井富幸、亀ヶ井克寿、東谷浩明を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、柴山昭三を選任する。

第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入する。

第6号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 剰余金の処分の件	64,818	100	0	(注)1	可決(99.85%)
第2号議案 定款一部変更の件	62,744	2,174	0	(注)2	可決(96.65%)
第3号議案 取締役5名選任の件					
吉田 喜春	64,749	169	0	(注)3	可決(99.74%)
山口 正則	64,747	171	0		可決(99.74%)
若井 富幸	64,746	172	0		可決(99.74%)
亀ヶ井 克寿	64,746	172	0		可決(99.74%)
東谷 浩明	64,716	202	0		可決(99.69%)
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)3	
柴山 昭三	64,707	211	0		可決(99.67%)
第5号議案 当社株式の大量買付 行為に関する対応策 （買収防衛策）の導 入の件	62,494	2,424	0	(注)2	可決(96.27%)
第6号議案 ストック・オプション として新株予約権 を発行する件	61,057	3,861	0	(注)2	可決(94.05%)

(注)1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

・臨時報告書（平成24年7月10日）

1 提出理由

当社は、平成24年7月9日開催の取締役会において、平成24年6月26日開催の第41回定時株主総会にて承認されました「ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件」について、具体的な発行内容を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 銘柄

サン電子株式会社第4回新株予約権証券

2. 発行数

3,646個（新株予約権1個につき普通株式100株）

ただし、下記5. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 発行価格

無償

4. 新株予約権の行使により発行する発行価額の総額

未定

5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式364,600株

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という)を次の算式により調整し(1株未満の端数は切り捨て)、当該時点で権利行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し(1株未満の端数は切り捨て)、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)において大阪証券取引所(JASDAQ市場)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

7. 新株予約権の割当日

平成24年7月13日

8. 新株予約権の行使期間

平成26年7月14日から平成34年6月25日

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。

ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

10. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
 新株予約権の行使により株券を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 新株予約権の行使により株券を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
11. 新株予約権の譲渡に関する事項
 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
12. 新株予約権の取得勧誘の相手方（以下「勧誘の相手方」という）の人数及びその内訳
- | | | | |
|---------|------|--------|------------|
| 当社取締役 | 5名 | 1,550個 | (155,000株) |
| 当社監査役 | 3名 | 100個 | (10,000株) |
| 当社従業員 | 250名 | 1,782個 | (178,200株) |
| 子会社の取締役 | 3名 | 180個 | (18,000株) |
| 子会社の従業員 | 7名 | 34個 | (3,400株) |
| 合計 | 268名 | 3,646個 | (364,600株) |
13. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係
 勧誘の相手方が所属している子会社は、当社の完全子会社であります。
14. 勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容
 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるものとする。

以上

訂正臨時報告書（平成24年7月13日）

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成24年7月10日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「新株予約権の行使により発行する発行価額の総額」及び「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規程に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正箇所

訂正箇所は__を付して表示しております。

4. 新株予約権の行使により発行する発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

160,059,400円

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

未定

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)において大阪証券取引所(JASDAQ市場)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

(訂正後)

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、439円とする。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第41期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年 6月27日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第42期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年 2月14日 東海財務局長に提出

金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月26日

サン電子株式会社
取締役会御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田光明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠元宏

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサン電子株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サン電子株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年6月26日開催の定時株主総会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役に委任することを決議した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、サン電子株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、サン電子株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月26日

サン電子株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 光明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠元 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサン電子株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サン電子株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年6月26日開催の定時株主総会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役に委任することを決議した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

サン電子株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田光明印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠元宏印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサン電子株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サン電子株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。